

2014年（平成26年度）複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】

分野名	Ⅱ-4(3) 健康で安心して暮らせる社会の構築(化学物質のリスク管理を推進するために)	施策 No.	24	施策名	環境リスクの高い化学物質の排出削減
-----	---	--------	----	-----	-------------------

目的、内容	トルエンなどの大気中への化学物質の排出を削減する取組み ベンゼンなどの発ガン性物質である特定第一種指定化学物質の排出の抑制を推進 人・動植物へ悪影響が懸念される化学物質について、環境調査や事業者等への排出抑制の働きかけなどの予防的な取組を推進 2020年目標：環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減			
副次的効果、外部効果等	排出量の抑制により製造工程におけるロスを抑制			
関係法令、行政計画等	PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律） 府生活環境保全条例、府化学物質適正管理指針 ダイオキシン類対策特別措置法 土壤汚染対策法、水質汚濁防止法（地下浸透防止）			
国等の政策、社会情勢等	水質汚濁防止法改正施行（2012年6月）：有害物質使用特定事業場の地下浸透防止規制 2011年3月の東日本大震災において、高濃度のふっ化水素酸や、六価クロムなどの有害な化学物質の流出が国の調査で確認された。			
施策実施に要したコスト（職員人件費を除く）	事業のコスト（千円）	2011年度（決算額）	2012年度（決算額）	2013年度（決算見込額）
	環境目的の事業費	18,872	39,264	9,606
	本施策が主たる目的であるもの	154,544	8,744	475
	環境以外の目的を含む事業費	0	0	0
取組指標及び実績 （施策効果の定量評価）	名称	把握方法	実績	
	① PRTR 法物質の届出排出量	府環境白書掲載データ	4,659t（2010年度実績）、4,623t（11年度実績）、4,481t（12年度実績）	
工程表の進捗状況	工程名	進捗状況*	主な事業の名称	事業の実施状況
	環境リスクの高い化学物質の排出量等の把握 （毎年度、PRTR制度、大阪府化学物質管理制度の運用により排出量等を把握）	☆☆	化学物質対策推進事業	化学物質の排出量等の届出を受理し、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を実施 PRTR法届出件数： 1,717件（2011年度）、1,670件（12年度）、1,636件（13年度） 条例届出件数： 1,306件（2011年度）、1,368件（12年度）、1,364件（13年度） 取扱量： 7,650千トン（2010年度実績）、7,482千トン（11年度実績）、7,534千トン（12年度実績）
	大気排出量削減の推進（大規模事業所に対する重点指導） 有害性の高い化学物質の排出抑制（特定第一種指定化学物質の取扱事業所に対する指導）	☆☆	同上	届出の審査にあたり、排出量の多い事業所及び有害性の高い化学物質の取扱いの多い事業所に対し、増減要因、排出見通し、排出削減対策、物質代替の検討等についてヒアリングし、指導・助言を実施。 排出量の多い事業所を中心に立入検査を実施。 立入件数：173件（2011年度）、140件（12年度）、121件（13年度）
	環境汚染の未然防止（土壤汚染・地下水汚染の未然防止のため、化学物質の適正管理を助言・指導）	☆☆☆	水質汚濁防止法、土壤・地下水汚染対策推進事業 災害時における化学物質のリスク低減事業	水質汚濁防止法（2012年6月改正施行）に基づき有害物質使用特定施設等の地下浸透防止を指導 土壤汚染・地下水汚染の未然防止のため、事業者向けのリーフレットを作成し、窓口等での事業者等への啓発・はたらきかけを実施。 災害時における化学物質のリスクを低減するために、東北の被災地域での被害実態を調査や環境リスク低減効果の試算を行い、事業者が導入・強化すべき災害対策をとりまとめた（2012年度）。その結果を踏まえて、府条例の化学物質適正管理指針を改正し（2013年度）、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理を強化。
※進捗状況：☆☆☆計画以上の進捗/☆☆計画どおり/☆計画以下の進捗/△計画とは異なる事業内容で進捗				
評価	評価	理由等		
	施策目的の達成状況	計画どおり進捗		
計画見直し又は改善事項	事業・工程の進捗状況	計画どおり進捗		
	見直し・改善点の有無	見直し・改善点の内容等		
	目標	無	化学物質の排出量と併せて、経済状況の影響を受ける取扱量の推移を確認しながら、評価していく。	
	施策の方向・主な施策	無		
	工程表	無		
その他の改善事項	無			
関係課室	環境管理室			

環境総合計画部会委員による点検（所見）	点検評価手法の適正さについて	評価結果について	計画の見直し又は改善方針について
	点検評価の手続きについては、概ね妥当である。しかし、以下の点でさらに検討することが望ましい。 ・取組指標と実績欄および事業の実施状況に示されている内容はほとんどがアウトプットの視点である。アウトプットの視点からの評価が必要。	施策目的の達成状況については、再検討が必要。一方、進捗状況についてはおおむね妥当。 ※対応・修正済	見直し・改善事項については、本施策の目標の再設定(向上)が必要であり、目標欄は「有」であるべきと考える。